

臨時総会

若手会員の一般会費減額等を可決

横浜弁護士会新聞

発行所 横浜弁護士会 横浜市中区 日本大通9番地 045-211-7707 URL http://www.yokoben.or.jp/

2月26日、横浜情報文化センター6階情文ホールにて臨時総会が開催され、開会予定時刻を30分経過して定足数を満たした後、議案の審議が行われた。

平成26年度から、司法修習終了後2年未満の会員について、当会の一般会費を半額とする会則改正議案(第1号議案)

議案について説明する三品副会長

給費制から貸与制への変更や法科大学院の学費等の支出も勘案すると、物的な側面からの更なる支援として会費減額を実施する必要がある。若手会員への会費減額を含む経済的な支援は、日弁連はもちろぬ、東京三会・大阪等の単位会では既に実施されていて、避けられない趨勢である。

【提案理由】 当会は、早くから、会全体の発展に資するものと位置付けて若手会員の育成・支援に取り組んでおり、研修制度の整備、チューター制度導入等の人的側面からの各種活動は既に一定の成果を上げている。

しかし、弁護士数の飛躍的増加により若手会員の経済環境が年々厳しさを増していることに加え、司法修習制度にお

けるような単年度収支に関する試算に加え、当会が長い年月の中で蓄積してきた資産を併せ考えれば、本議案を実施しても当会財政が破綻する恐れは極めて低い。

【質疑・討論・議決】 当会の財政支出は年々増加しているのではないかと懸念が表明されたものの、積極的な反対意見はなく、圧倒的多数で提案通り可決した。

ワーキングチーム等設置会規を制定する議案(第4号議案)

当会内のワーキングチーム、プロジェクトチーム等については、これまで明確な根拠規定が存在しなかった。そこで、ワーキングチーム等を、各

年度の会長が設置し、その任期に限って活動する組織体と規定し、会長が指名する座長に会長への活動報告を義務付けること等を内容とする議案が提案された。

最後に、総会決議による人事案件(第5号議案)を全会一致で提案通り可決して閉会した。

通常総会開催(予定)のお知らせ

日時 平成26年5月20日(火)13時半 場所 関内ホール・小ホール



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

ブラック企業と若者の自殺 シンポジウム

報告

貧困問題対策本部と消費者問題対策委員会が平成23年に共同で立ち上げた自殺問題対策プロジェクトチームは、今年も神奈川県地域自殺対策緊急強化交付金事業から補助金を受け自殺対策の取り組みを行っている。

今年も、同じ若者の自殺の問題の中でも、正社員として就職できたにもかかわらず自殺に追い込まれてしまう「ブラック企業」と若者の自殺の問題について、2月22日にシンポジウムを行った。

シンポジウムは、若者の労働相談を毎年数百件受けているNPO法人POSEの代表である今野晴貴氏と、ブラック企業被害対策弁護士団でも活躍している嶋崎量会員、ブラック企業に対して現在訴訟準備中の当事者の方を招いて開催した。

お詫び

3月号2面記事「人権賞・法に関する作文コンクール」の写真のキャプションが上下間違っ掲載されました。訂正してお詫びいたします。

- 上 人権賞を受賞したカラバオの会の植田善嗣氏(右)
下 神奈川県労働職業病センターの齋藤龍太理事長(右)

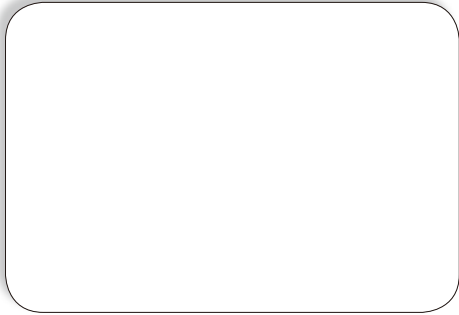
山ゆり

東海道新幹線「のぞみ」の最高時速が285キロになり、東京-新大阪が最速2時間22分程度になるといふ。その先の山陽新幹線は直線区間が長く、現在の最高時速は300キロだそう。時速250キロと比べて「のぞみ」は昔々のお話。以前は新幹線にも「食堂車」があった。テーブルには真っ白いクロスがかかり、赤いバラ(だったと思う)が一輪飾られていて、「非日常」のワクワク感が一杯だった。メニューもカレールーにスパゲティ、チキンバスケット等々子供心を思い切りくすぐるラインナップで、私にとつては静かな興奮に満ちた空間であった。そもそも、新幹線旅行そのものが「非日常」だった。その後、輸送時間の短縮等により食堂車は全廃され、最近では忙しいビジネスマンがノートパソコンをたたきながら、駅弁をかき込んでいるのによく見かける。このまま最高時速が上がり続けたら、弁当を食べる時間すらなくなってしまうかもしれない。大学入試で上京した帰り、食堂車で相席になった年配の男性は、「まあ、いろいろあるけど元氣出せや」とミートソースとケーキをご馳走してくれた。無事合格したことを伝えたかった。(須山 園子)

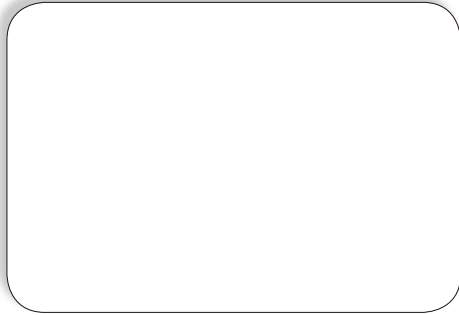
# すべての会員のために、そして、100年後の会員のために

## 仁平キャビネットの二年間

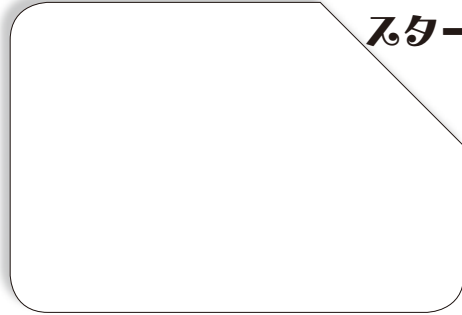
スタート



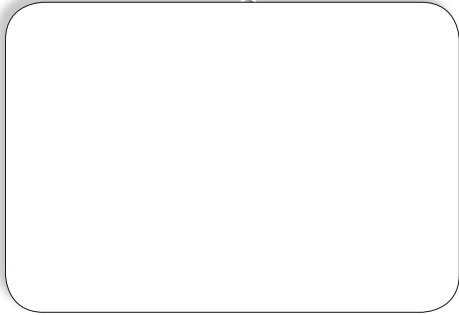
4月。常議員会にて。はじめての理事者報酬制の下での理事者として、緊張感をもって。



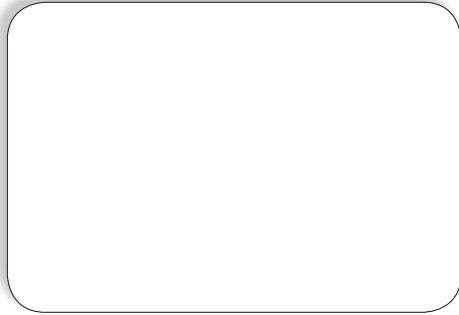
100年後の弁護士、弁護士会のために。



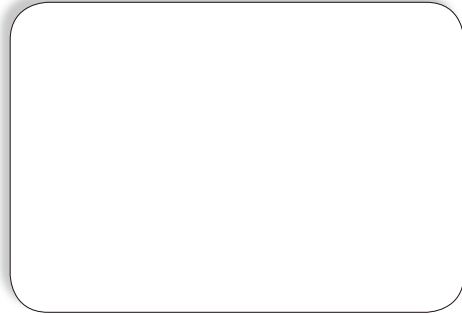
昨年度の3月。熱海での関東十県会会議にて。実は、始まる前からかなり議論、準備していたつもりだったのですが、…。



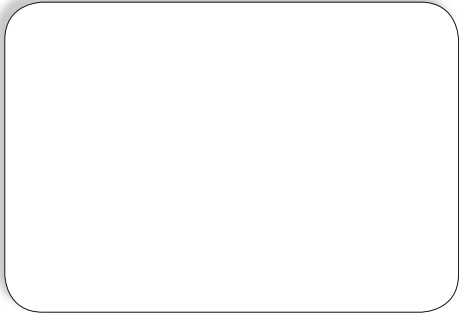
アトムビルにて原発損害賠償説明会開催。執行部発足当初は、会館はまだリニューアル工事中でした。



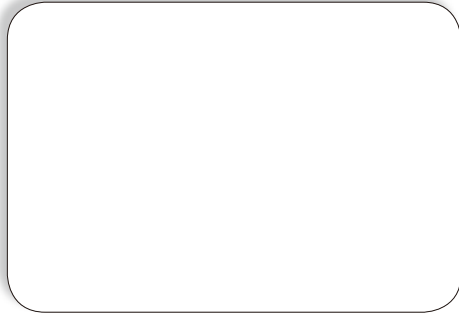
5月。通常総会では若手支援を明言。



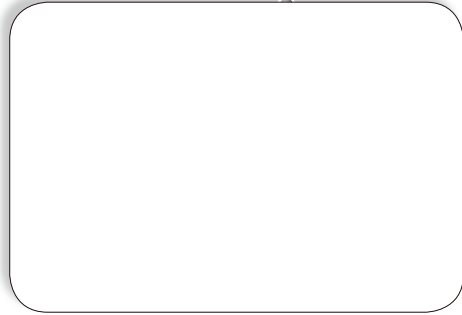
6月。真新しい会議室での理事者会。常に短く要点を絞って。一方で6月の常議員会は史上稀にみる長時間に…。



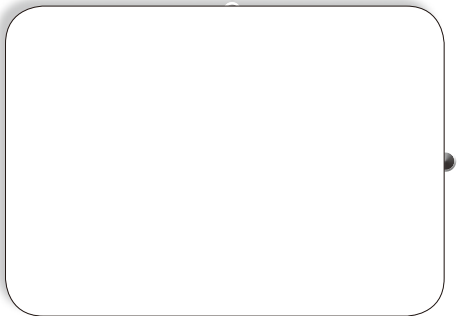
12月。会員集会。会費値下げやIT問題について意見交換をしました。



11月。臨時総会。預り金に関する諸規定を整備しました。



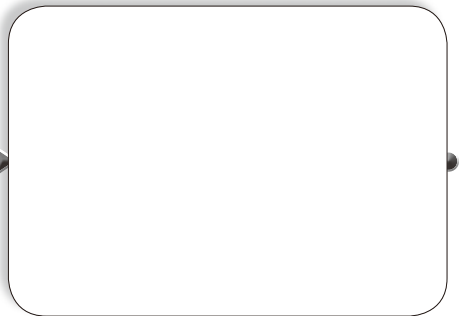
夏から秋にかけて、会館のリニューアルを記念して研修会を4回実施しました。



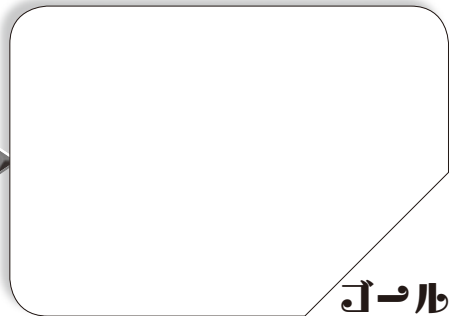
1月。紆余曲折の人権シンポ。人権賞の授賞式は大いに盛り上がりました。



東京三会や大阪弁護士会の理事者と積極的に意見交換しました。



2月。臨時総会。貸与制時期の若手会員に対する会費の値下げに踏み切りました。



3月。一年後の熱海の関東十県会会議後の懇親会。天竺まで辿り着いたのでしょうか…。

ゴール

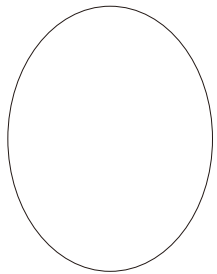
### 常議員会

平成25年度

## 正・副議長退任挨拶

### 大量の議案に活発な意見

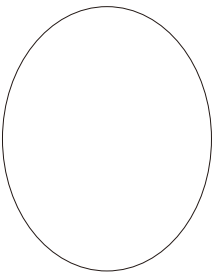
議長 本間 豊



の議事進行の拙さもあった。午後3時から8時過ぎまでかかったり、また、せっかくな委員会及び執行部の提案した審議事項が否決されたこともあった。議長として予め決められた役もあった。人権賞の選考委員、中高生の作文の選考、あるいは各種のパーティ等の乾杯係などを務めた。ともあれ、私が質問あるいは意見を求めることもないほど活発な意見が出た。また執行部も、大量の議案を良く処理してくれたと思う。速記録がタイムリーに出ていると言われていたが、それは、ひとえに副議長のお陰である。議長のお陰に、事務局などの関係者に対して迷惑をお掛けしたことお詫びしたい。

### 月1回で足りる？

副議長 菅 友晴



なく発行できてほっとしている。就任の挨拶文では、副議長は個人的意見を言えないのが残りだと述べたが、慣例の議長代理も1回やらせていただいた（やらされた？）し、所属委員会に関連する議案のときは、補足意見を述べたりしたので、予想より参加する機会が多かったのは良かった。今年の常議員会は、本間議長の明るいキャラクタ

副議長に選出された第1回常議員会の直前に急性肺炎になり、1年間務まるのだろうかとの不安な思いで始まった1年であったが、何とか全回出席という最低限の職責は全うできた。常議員会速報も、何とか落とすこと

最後に、議案数がとても多くなっているため、今後も月に1回では十分な議論を経た意思決定とならないのではないかと、その点の問題提起を結びたい。



# 債権法改正講演会

## —保証人保護の拡充に向けて—

1月29日に当会において、司法制度委員会と消費者問題対策委員会の主催により債権法改正講演会が開催された。

まず第一部では、当会の山野健一朗会員より、「法制審の最新の議論状況」保証人保護に関して「〜というテーマで、債権法改正の審議において

保証人保護の問題がどのように議論されてきたのかについて、分かりやすい報告がされた。

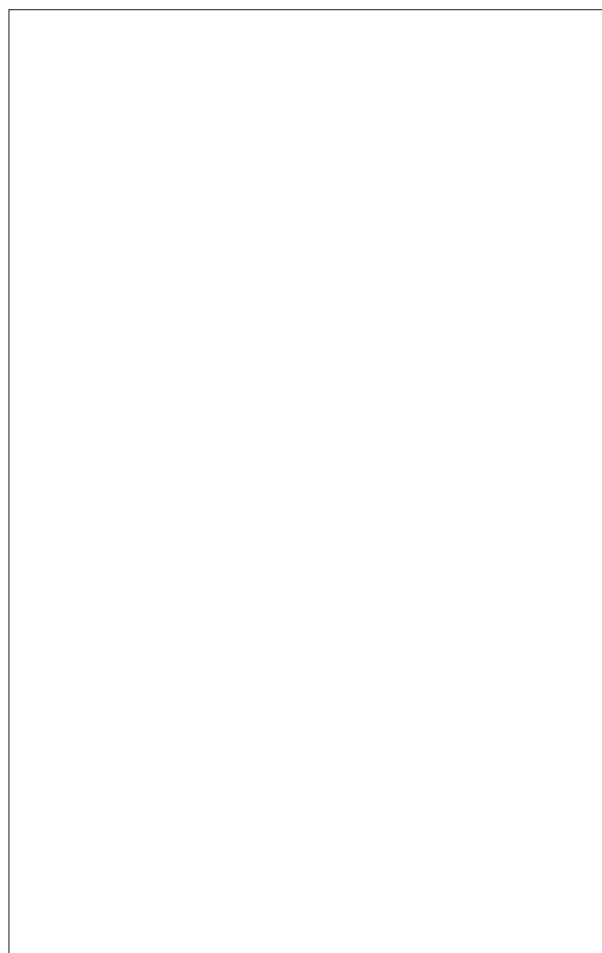
第一部では、今村与一横浜国立大学教授より、「個人保証の現状と今後のあり方―比較法的視点を交えて債権法改正案を讀む」というテーマで、保証人保護の問題について、これまでの判例から問題点をあぶり出し、さらに法制審で議論されている改正案について、フランス法との比較も交えた報告がされた。

第三部では、当会の武井共夫会員より、「保証人保護の拡充に向けた弁護士会の取り組み〜これまでの、そしてこれから

のあるべき戦略」というテーマで、武井会員が日弁連副会長として保証人保護の問題に取り組んだ経験や踏まえて、弁護士会として、保証人保護の問題について改正審議の中でどのような戦略をとるのかについて報告がされた。

弁護士の取り組みについて講演する武井会員

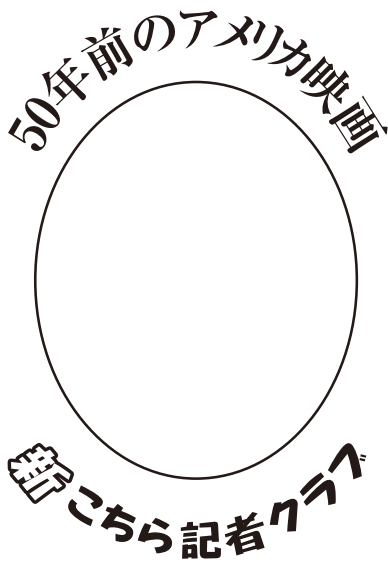
(会員) 渡邊 拓



私が映画が好きになるきっかけにもなった「12人の怒れる男」という映画を最近あらためて観た。

およそ50年前に制作されたこのアメリカ映画は、父親殺しの罪に問われた少年の裁判で、陪審員が評決に達するまでの評議の様子を一室の中で描かれている。

映画全編が一室だけで撮影され、12人の役者が狭い部屋の中を議論をしながら目まぐるしく動き回る様子が完璧なカット割りで構成され、映画特有の派手なアクションやきれいな情景などは一切ないものである。



陪審員のほとんどが有罪を確信するなかで、一人の陪審員が少年の無罪を主張し、固

定観念にとらわれず証拠を一つ一つ再検証しようというところから物語は一気に動き出

す。日本の裁判員制度が始まってまもなく5年、記者として

どのような検証が行われ議論されているのか、また、法廷でのやり取りをテレビで放送

することができれば今までの以上に裁判は大きくテレビで取り上げられ、裁判の流れや容

疑者を犯人視した有罪の流れが変わるとともに、法曹三者や裁判はもつと身近なものに感じるはずである。

裁判員に選出された多くの人が納得して評決に至っているのか、固定観念にとらわれず、勇気をもって自分の意見を主張する場であることを切に願っている。

かなパブの養成方法は、養成する側の弁護士(社員弁護士)と養成を受ける側の弁護士(勤務弁護士)で1つのチームとなり、原則チーム単位で事件を共同受任し、事件処理を進めるといってOJTで養成が行われる。

私は、むつひまわり基金法律事務所の初代所長を務め、神奈川に戻ってきた中山雅博会員とチー

かなパブの仲間(着席しているのが筆者)

かなパブが、今後も、弁護士過疎地域で活躍する若手を養成し、過疎解消の役割を担うことを期待し、私も一会員として微力ながら外からサポートしていきたいと思う。

かなパブは、1、2年の間に弁護士過疎地域で

(会員) 笠間 圭一郎



## かなパブから 開成へ

私は、平成22年12月に、弁護士登録と同時に弁護士法人かながわパブリック法律事務所(以下「かなパブ」)に入所し、昨年11月に、かなパブでの養成を終え、神奈川県内の弁護士過疎地域であった足柄上郡開成町に「足柄上法律事務所」を設立した。今回は、私のかなパブ時代をふりかえるとともに近況について紹介したい。

かなパブの勤務弁護士は、1年から2年の間に、ひまわり基金法律事務所へ赴任するか、法テラスのスタッフ弁護士として赴任するか、弁護士過疎地域で独立開業をするかといった選択肢の中から進路を決め、かなパブを出ていくことになる。

かなパブの養成方法は、養成する側の弁護士(社員弁護士)と養成を受ける側の弁護士(勤務弁護士)で1つのチームとなり、原則チーム単位で事件を共同受任し、事件処理を進めるといってOJTで養成が行われる。

私は、むつひまわり基金法律事務所の初代所長を務め、神奈川に戻ってきた中山雅博会員とチー

かなパブは、1、2年の間に弁護士過疎地域で

かなパブが、今後も、弁護士過疎地域で活躍する若手を養成し、過疎解消の役割を担うことを期待し、私も一会員として微力ながら外からサポートしていきたいと思う。

(会員) 笠間 圭一郎

私が開業した開成町は、人口約1万7千人であるが、開成町を含む足柄上地域(南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町、山北町)全体の人口は約10万人であるにもかかわらず、今回私が開業するまで法律事務所は1つもなかった。

電車や車で約30分から1時間かければ、小田原まで出ることができ、それで、それほど司法アクセスの悪い地域ではないかもしれない。しかし、私が開業後、特に外に向けた広告等も出していないのに、飛び込みでの電話や突然の来訪が度々ある。また、相談者の方には、「小田原まで相談に行かなければいけないと思っていたから、近くに弁護士さんがいて助かった」と言われることがあり、まだ開業間もないが、足柄上地域での弁護士の必要性を感じている。



# インドネシア 訪問記

## 大歓迎！ マスコミも取材に

当会では、これまで韓  
国・京畿中央地方弁護士

会及び中国・上海市律師  
協会の2つの弁護士と

Selamat Datang ke Indonesia! (ようこそ インドネシアへ!)

友好協定を締結して、国際交流を行ってきたが、今年度は、京畿との交流を2年おきとしたことや、日中間の諸問題から、2つの会との交流は開催されないうこととなった。そこで、新たな試みとして、昨今発展著しい

く日系企業の進出も盛んなインドネシア・ジャカルタの訪問を企画した。訪問団の最初の訪問先は、日本人の弁護士も勤務するRoosdiono & Partners 法律事務所であった。同事務所は、ASEAN諸国に支店のあるZICO LAWのインドネシア事務所である。我々は、マレーシア人のパートナー弁護士及び日本人弁護士と、約1時間の懇談を行った。インドネシアの契約に関する紛争は、現地裁判所ではなくシンガポールの国際仲裁を利用することが多いことやインドネシアにおける汚職の問題等、実務に基づいた有益な話を聞くことができた。

その後、訪問団は、インドネシア統一弁護士会(PERADI)を訪問した。PERADIは2003年に設立された弁護士会であり、現在約2万6千人の会員が所属しているとのことである。インドネシアの人口は日本の約2倍であるが、弁護士の人数は比較的少ないようである。PERADIでは、我々は大変な歓迎を受け、現地のマスコミも取材に来るほどであった。実際、PERADI側から当会への質問も多く、日本への関心の高さが伺えた。

公式訪問2日目は、まずインドネシアの最高裁判所を訪問した。最高裁判所でも長官はじめ最高裁判官との会議が設定された。ここでは主としてインドネシアにおける裁判のあり方や、現在行

われている裁判の質の向上のための施策について説明を受けた。

訪問団の最後の訪問先は、東芝ビジュアルメディアネットワークワークインドネシアという日系企業であった。同社の西岡社長には、現地でビジネスを行う上で直面している問題点等について率直なお話を伺うことができた。

インドネシアとは何の関係もない状態からのスタートで、お国柄が出生ギリギリまでスケジューリングが確定しなかったため、担当としては最後まで不安が残る中での訪問であったが、成長著しいインドネシアの活気に触れ、また現地の法曹関係者との交流を深めることもでき、実りのある訪問となった。

(国際交流委員会  
副委員長 黒木 勉)

### 研修会

## 弁護士法第23条の2に基づく 照会申出の注意点と活用法

### ツボをおさえて効果的な照会申出を

2月4日、「弁護士法第23条の2に基づく照会申出の注意点と活用法」をテーマとした研修会が開かれた。

講師は、当会調査室の室長を務める若田順会員である。多数の会員・事務職員が参加し、各支部にも中継された(参加者総数110名)。

まず、照会申出についての当会の調査室と事務局による審査の実態が紹介された。

申出に不備がある場合として、単純な誤記のほか、①当事者等の特定に必要な基本的情報に漏れ

がある場合、②照会の必要性・相当性が不明な場合、③照会事項が照会理由との関係で過剰な場合、④照会理由が照会事項との関係で過剰な場合が、具体例と共に挙げられた。

また、一般的な注意事項として、弁護士法では「受任している事件」について照会申出ができることとされているところ、法律相談を受けている場合はこれに該当するが、単に書類の取寄せだけ頼まれた場合は該当しないこと等が説明された。

さらに、典型的なケースに関する注意点について説明された。例えば、携帯電話番号から使用者の氏名住所等を特定する

講演する若田会員

ための照会では、基本的には開示されるが(個人情報保護法を理由に一切開示していない一社を除く)、通信の秘密に触れる照会理由・照会事項の記載がある場合は開示されないため、注意が必要である。

他にも、効果的な照会をするのに役立つ情報が沢山盛り込まれ、充実した研修会となった。参加できなかった会員・事務職員には、DVDを借りての受講をおすすめしたい。

(会員 佐野 高王)

### 研修会

## 民事調停の 手続と活用法

# 活用しよう 民事調停

民事調停のメリットについて具体的に語られた

2月28日、「民事調停の手続と活用法」と題して研修会が開催された。講師は、松田清横浜簡易裁判所上席裁判官、成松吉人同裁判所主任書記官及び飯島奈津子同裁判所民事調停官(当会会員)である。

松田裁判官からは、制度内容や事件数、申立の趣旨の実例等の民事調停の全体的な講義が、成松書記官からは、民事調停という手続、相手方が不出頭であれば訴訟に移行するしかなく迂遠であるとか、双方の主張を足して2で割ったような調停というイメージがあった。しかし、本講義で、裁判所からの呼び出しが効果的であること(感覚として不出頭は5%程度であるとのこと)や、調停委員が大変勉強

その専門知識を利用できること等、民事調停には紛争解決に向けた大きなメリットがあることも語られた。

民事調停というと、相手方が不出頭であれば訴訟に移行するしかなく迂遠であるとか、双方の主張を足して2で割ったような調停というイメージがあった。しかし、本講義で、裁判所からの呼び出しが効果的であること(感覚として不出頭は5%程度であるとのこと)や、調停委員が大変勉強

されたいて法的な見通しの下に調停を進められていることが分かり、上記イメージが誤ったものであるということが分かった。

研修参加者において民事調停を実際に利用したことがある会員は10人に満たなかったが、研修終了後には、ほぼ全員が今後民事調停を利用したいという感想を持った。是非、民事調停を活用していただきたい。

(研修委員会 委員長  
服部 政克)

### 編集後記

近ごろ仕事で富士市へ行くことが多くなった。富士山を間近に見るだけであつたりした心にな

る。そのせいか町の人々も、みな優しい。人間は雄大な自然に触れると癒されるように造られているのだと実感している。

デスク 記者 喜多 英博  
須山 園子  
久保 義人  
田鍋 智之  
久保田 辰  
大関 亮子  
飯島 麻樹

## 横浜弁護士会 横浜駅東口法律相談センター

土曜・日曜・祝日も  
相談を行っています

電話/045-451-9648  
予約受付時間/毎日10:30~19:00

◆総合相談  
<45分以内・7,500円>  
月~金  
12:30~15:30  
16:00~19:00  
土日祝  
10:30~13:30  
14:00~17:00

